

第2期高知県がん対策推進計画(案)パブリックコメント 意見・要旨と県の考え方

資料1

章	ご意見(要旨)	県の考え方
1	全般 十分な議論をするため、高知県がん対策推進協議会に作業部会を作ってほしい。(同旨 2件)	平成25年度には、第2期高知県がん対策推進計画のアクションプランの策定を予定しております。アクションプラン策定の際には作業部会を設置し、分野ごとに具体的な取組を検討することとしております。
2	全般 高知県がん対策推進条例の条文を追加してほしい。(セカンドオピニオンの環境整備、小児がん対策、がん教育、がん議員連盟の設置、拠点病院の内容充実等)(同旨 2件)	条文の見直しにつきましては、平成25年度に具体的な検討作業を進めたいと考えております。
3	第3章1 基本方針 セカンドオピニオンを患者が気持ちよく受けられるようにすることについて基本方針の中に入れてほしい。	本計画の基本方針の(2)の中に、「県民が安心・納得できる医療の実現」を掲げております。 その具体的な施策としては、「第4章2がん医療水準の向上」の取り組む施策の「エ」としてセカンドオピニオン体制の整備について取り組んでいくこととしております。
4	第4章1 がん予防及び早期発見の推進 喫煙するかしないかは成人個人が判断すべきであり、行政の介入により特定の数値に誘導することは問題がある。喫煙規制強化策により目標値達成を目指す方向となれば、県内のたばこ販売店や葉たばこ農家等に大きな影響を及ぼすことから、目標値を設定することを再考してほしい。(同旨 3件)	たばこの健康に及ぼす影響については、様々な研究が報告されております。たばこ販売業者等への影響は認識しておりますが、県民の健康を守るがん対策の施策として、また、国の計画や我が国が批准した国際条約等に基づくものとして、ご理解・ご協力をお願いします。 国も、健康増進法第7条第1項の規定に基づき、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を改訂した中で喫煙についての目標値を掲げています。県の目標値では、厚生労働省の「健康日本21(第2次)の推進に関する参考資料」を参考に目標値を設定しておりますが、喫煙者に禁煙を強制するものではありませんので、その点についてはご理解いただきますようお願いいたします。
5	受動喫煙防止対策として、家庭、職場、飲食店における受動喫煙率の削減目標値を設定しているが、合理的な理由や達成するための方針が明らかでないことから、目標値を設定すべきでない。(同旨 3件)	
6	中山間地域農業を支える葉たばこを農業経営の柱に位置付け、品質・収量の安定化に向け懸命の努力を重ねている。数値目標の設定を理由に厳格な喫煙規制が導入されれば、耕作者・たばこ販売店にとっては、死活問題となる。(同旨 2件)	

第2期高知県がん対策推進計画(案)パブリックコメント 意見・要旨と県の考え方

資料1

章	ご意見(要旨)	県の考え方
7	食事療法や代替療法(アロマテラピー、漢方、スピリチュアルケア等)をもっと取り入れてほしい。	バランスのとれた食事は、がん予防の重要な取組の一つです。計画の中でも野菜摂取量の向上や減塩等に取り組んでいくこととしています。
8	がんの予防・治療は病院による薬剤投与や手術ではなく、食物や生活習慣を改めることでうまくいく。	がん予防として、飲酒や食生活・運動等に関する生活習慣の改善に取り組む事は大切なことです。計画の中にも、生活習慣の改善に向け取り組んでいくこととしています。
9	県民ががん検診を受診しやすい方法を考えてもらいたい(休日・夜間検診)。	「第4章1がん予防及び早期発見の推進」の取り組む施策の「エ」の(ア)に「がん検診の受診促進」を掲げ 県及び市町村が県民の利便性を確保し受診機会を増やす取り組みを実施することとしています。 (例:医療機関でのがん検診、休日検診、複数のがん検診の同時実施等)
10	子宮がん検診の検査方法について、現行の細胞診に加え、HPV併用検診の導入を厚生労働省に働きかけてほしい。HPV併用検診の導入により更に早期発見ができ子宮を残した治療ができることで少子化対策にも結びつく。また、検診間隔を延ばせることから費用削減効果もある。	HPV併用検診の導入については、県から国に要請しているところですが、今後も引き続き要請を続けてまいります。 HPV検診の導入については、平成25年度に国において、全国的な検証事業が実施される予定となっておりますので、県としてもその動きを注視して参ります。
11	がんに対する講演の際は、必ずがん検診受診率向上に向けた話から始めて欲しい。 ひと目見てがん検診に誘導されるようなポスターを作成し、公的機関や病院、薬局等に展示する。 がん検診に関する意見を公募し8カ条程度にまとめがん検診普及啓発カードを作成する。 未受診者への再勧奨と併せ未受診理由調査を県下的に実施する。	がん検診は、がんを早期に発見し、早期治療に結びつけるため重要な取組であり、検診の意義・重要性を広く県民に周知するのはとても重要なことと認識しております。 これまでも、ポスターやリーフレット、CM等でがん検診の意義、重要性、実施時期等の周知や未受診者への再勧奨などに取り組んでまいりましたが、今後は、がん検診の意義・重要性をより効果的に周知できるよう、普及啓発方法を工夫してまいります。 また、未受診理由調査の実施についても引き続き実施できる体制を整備してまいります。
12	がん検診の検査方法を見直してほしい。 (胃がん検診・肺がん検診) (同旨 2件)	市町村検診として実施されているがん検診は、厚生労働省の指針に基づき、科学的根拠がありがんの死亡率を減少させる効果があるとして認められている検査方法により行うこととなっております。 現在、国では「がん検診のあり方に関する検討会」を開催し今後の検診の実施方法等について検討しておりますので、その動向を注視して参りたいと考えております。

第2期高知県がん対策推進計画(案)パブリックコメント 意見・要旨と県の考え方

資料1

	章	ご意見(要旨)	県の考え方
13	第4章1	ヘリコバクターピロリに関し、県計画には除菌治療は早計とある。厚生労働省はピロリ菌除菌の保険適用を拡大したが、厚生労働省の動向と高知県の対策はリンクしないのか。	ご意見にありましたように、症状の軽い患者でも除菌で胃炎が改善するとの研究結果が確認され、ピロリ菌の感染による慢性胃炎について、除菌治療が保険診療として認められる事となりました。これを受け、「症状の軽い患者でも除菌で胃炎が改善するとの研究結果が確認され、ピロリ菌の感染による慢性胃炎について、除菌治療が保険診療として認められました。」に記載を改めました。
14	がん予防及び早期発見の推進	在宅医療・緩和ケア・がん医療知識の県民教育。	がんに関する知識や情報の県民への普及啓発については、計画の各項目に盛り込み取り組んでいくこととしております。 (第4章1 がん予防及び早期発見の推進 オ がんの教育・普及啓発) (第4章3 がん患者等への支援 ウがんに関する情報提供の充実) (第4章4 緩和ケアの推進 イ 緩和ケア実施体制の充実)
15		医師の教育を充実してほしい。	「第4章の2がん医療推進の向上」の取り組む施策に「ア拠点病院の機能充実」や「イがん診療に携わる人材育成」を掲げ、医療従事者の人材育成に取り組んでいくこととしております。
16	第4章2	他県の医療機関との連携、最新医療への対応と患者への情報提示といった真の医療の均てん化を目指してほしい。	
17	がん医療水準の向上	現状は県内複数の医療機関で小児がんの入院治療を行っているが、小児がん専門の看護師と医師を集約化し、心のケアを含め医療を提供してほしい。	県内の医療体制の状況や、県外の取組状況、患者さんの要望等の情報を収集しながら、25年度に設置予定の専門部会の中で対応できるか検討して参りたいと考えております。
18		高知県でも抗がん剤治療を夜間に受けられるようにしてほしい。 大学病院以外でも治験の話が医師が積極的にしてほしい。	

第2期高知県がん対策推進計画(案)パブリックコメント 意見・要旨と県の考え方

資料1

章	ご意見(要旨)	県の考え方
19 第4章2 がん医療水準の向上	県東部地域はがん患者を取り巻く環境が極めて悪いため、医療サービスの地域間格差を是正する取り組みを望む。高知県に隣接する県と連携し施設・サービス体制の構築を図る必要がある。	ご意見にありましたように、医療サービスの地域間格差を是正することは重要であると認識しています。現在、各福祉保健所が事務局となって、医療圏域ごとの在宅ケアに関する関係者間のネットワークの構築を行っていますが、在宅医療も併せて充実が必要であると考えます。また、隣接県と連携した施設・サービス体制の構築については検討が必要であると考えており、今後の検討課題とさせていただきます。
20	がん相談センター、がん患者の会の存在について、がんの告知を受けた段階等早期に知ることができるよう広報してほしい。	相談窓口やがん患者会の周知については、これまでががん患者さん向けの冊子として「高知県版がんサポートブック」を作成・配布するなどして参りましたが、これからはより様々な手段を通じてがん患者さんやそのご家族が、がんに関する情報を入手できるよう取り組んでまいります。
21	拠点病院には患者や家族の心のケアができるようにケア要員を置いてほしい。	「第4章3がん患者等への支援」の取り組む施策の「ア」に、「がん相談体制の整備・充実」を掲げ、相談者のニーズに応じた相談支援ができるよう取り組んでいくこととしています。また、県では平成25年度から心のケア研修会の開催を予定しています。
22	スピリチュアルケアワーカーをがん診療連携拠点病院、緩和ケア病棟のある医療機関に設置してほしい。	
23	病院以外に、医療費の相談(高額な薬や保険のきかない治療等)ができる場所をつくってほしい。	
24	抗がん剤治療に対する助成制度を作してほしい。 がん患者に対する税金の控除制度を作してほしい。 各種手続を代行する窓口を設置してほしい。 限度額申請書を各病院窓口でもらえるようにしてほしい。	
25	がん患者が利用できる制度(介護保険、高額医療費等)が分からない。また、手続を代理で行う機関を設置してほしい。	
		「第4章3 がん患者等への支援」の取組等の中で、患者さんの声を広く集め患者支援について検討していきたいと考えています。
		県内の相談支援センター等ががんに関する情報提供を行っているほか、高知県では「高知県版がんサポートブック」を作成・配付し、情報提供に努めています。今後はより一層がんに関する情報提供を充実していきたいと考えています。

第2期高知県がん対策推進計画(案)パブリックコメント 意見・要旨と県の考え方

資料1

章	ご意見(要旨)	県の考え方
26	第4章3 がん患者等への支援 通院休暇を認めてほしい。	がん患者の就労に関する問題については、職場へのがん療養の正しい知識の普及などにより職場の理解を深めていくこととしています。 また、患者調査も実施し、高知のがん患者の就労実態を把握し、その対策を検討していくこととしています。
27	第4章4 心のケアに関する県民への啓発活動が必要。	心のケアを含めた「緩和ケア」の普及啓発については、「第4章4緩和ケアの推進」の取り組む施策の「イ緩和ケア実施体制の充実」の中で、情報提供や普及啓発に取り組んでいくこととしております。
28	緩和ケアの推進 医療者の教育の場で心への対応に関する授業を行ってほしい。	医療従事者への緩和ケア全般に関する研修は現在も行われています。今後も研修修了者を増加させるよう研修の周知に努めていきます。
29	第4章5 地域医療・介護サービス提供体制の構築 中央医療圏外の地域においての在宅医療の充実	現在、各福祉保健所が事務局となって、医療圏域ごとの在宅ケアに関する関係者間のネットワークの構築を行っていますが、在宅医療も併せて充実が必要であると認識しています。 在宅医療(在宅緩和ケア)の充実については、第4章5 地域の医療・介護サービス提供体制の構築の中で、検討していくこととしています。
30	その他 がん医療の均てん化や患者の尊重をもっときちんと実行できるようにがん対策基本法を見直してほしい。	がん対策基本法改正へのご意見ですが、高知県としても患者や家族の方に満足していただけるよう、がん医療の均てん化や患者支援について取り組んで参ります。
31	その他 経腸栄養ポンプを処方箋により貸出できるようにしてほしい。 経腸栄養剤を処方箋により出せるようにしてほしい。	経腸栄養ポンプ及び経管栄養剤については、必要に応じて保険適用となるものもあります。